

# 全国BWA周波数の更なる有効活用について

---

令和8年3月31日  
移動通信課

# 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の概要

- **BWA** (Broadband Wireless Access。広帯域移動無線アクセスシステム) は、平成19年8月に制度化。
- BWAは、**2.5GHz帯**を使用しており、**全国を1の者に割り当てる「全国BWA」、地域ごとに割り当てる「地域BWA」**がある。

## 2.5GHz帯の割当状況

2,545	2,575	2,595	2,645 [MHz]
Wireless City Planning (30MHz幅・全国)	地域BWA (20MHz幅・地域)	UQコミュニケーションズ (50MHz幅・全国)	

## BWAシステムの特徴

- BWA (Broadband Wireless Access。広帯域移動無線アクセスシステム) は、**高速データ通信専用の移動通信システムとして導入**されている。
- モバイルWi-fiルータや携帯電話端末等に用いられている。

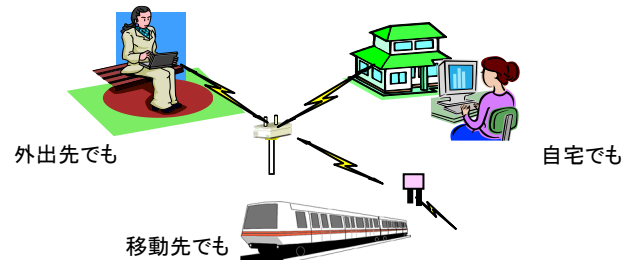


図 広帯域移動無線アクセスの利用シーン

## BWAシステムの利用状況※1

	基地局数※2		陸上移動局数※3 (端末数)
	高度化BWA (LTE相当)	BWA-NR (5G相当)	
	44,391 (+0)	5,139 (+2,426)	42,240,410
	66,582 (+226)	6 (+2)	52,350,059

※1 令和7年3月末時点。

※2 陸上移動中継局を含み、屋内小型基地局及びフェムトセル基地局を除く。  
括弧内は昨年度実績値との比較。

※3 (参考) KDDI株式会社の陸上移動局数: 72,108,630、  
ソフトバンク株式会社の陸上移動局数: 59,217,891。

## BWAの導入・割当て（平成19年）

平成19年 8月 3Gのデータ伝送速度を上回る高度な移動通信サービス（モバイルWiMAX）のニーズの高まりを受け、BWAシステムを制度化

平成19年12月 UQコミュニケーションズ株式会社及び株式会社ウィルコム<sup>※1</sup>の特定基地局の開設計画を認定（いずれも30MHz幅）

※1 更生計画による株式会社ウィルコムの吸収分割の実施に伴い、平成22年12月にWireless City Planning株式会社が株式会社ウィルコムの認定開設者としての地位を承継

## BWAの高度化（LTE相当）・追加割当て（平成25年）

平成25年 7月 BWAシステムの高度化（LTE相当）を制度化

平成25年 7月 UQコミュニケーションズ株式会社の特定基地局の開設計画を認定（20MHz幅）

## 携帯電話とBWAの一体的運用（平成26年）

- これまで各国でW-CDMA、CDMA2000、モバイルWiMAX等に分かれていた移動通信システムがLTEに技術的に共通化
- LTEの拡張・発展としてLTE-Advancedが国際標準化。LTE-Advancedの主要技術としてキャリアアグリゲーション技術<sup>※2</sup>が導入



※2 複数の搬送波（キャリア）を同時に用いて、1つのデータ通信回線として運用することにより、無線通信を高速化する手法であり、4G（LTE-Advanced）の標準的な技術仕様の1つ

平成25年 7月 BWAのキャリアアグリゲーション技術（CA）を制度化

平成26年 9月 「電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ」（平成26年 7月）を踏まえ、**全国BWA事業者を含む複数の事業者によるキャリアアグリゲーションを導入**

## BWAの5G化（令和2年）

令和2年 8月 BWAシステムの5G化を制度化

## BWA導入・割当てに伴う資本規制の導入（平成19年）

- **技術間競争及び新規参入の促進**により、**新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図るため**、全国携帯電話事業者等以外の者に割り当て※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup> 電波監理審議会報告資料(平成19年5月)に基づき作成



全国携帯電話事業者の全国BWA事業者に対する**出資を3分の1未満に制限する規制（資本規制）** ※<sup>2</sup>を導入。

※<sup>2</sup> 電波法第27条の12第1項の規定に基づく2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針(平成19年総務省告示第457号)

## 携帯電話とBWAの一体的運用に伴う措置（平成26年）

- **複数の事業者をまたがるキャリアアグリゲーションを認める際、周波数割当てにおける参入機会の多様性の確保や新規参入の促進といった政策の効果を減ずることを防止するため**、次の措置を講じることとした※<sup>2</sup>。

※<sup>2</sup> 「電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ」(平成26年7月)に基づき作成



①周波数を一体運用する複数の事業者が、一の周波数割当てに対し、**同時に申請することを禁止**

②周波数割当において申請者の周波数のひっ迫度を算定する際に、**グループ**<sup>°</sup>（周波数を一体運用する複数の事業者等）**全体の周波数保有量を考慮**



## 本日のヒアリングの趣旨

- **技術の進展やモバイル市場の環境変化等を踏まえ、全国BWA周波数の更なる有効活用を図る観点から、上記の資本規制等の在り方について、次の事業者からヒアリングを実施し、検討を進める。**

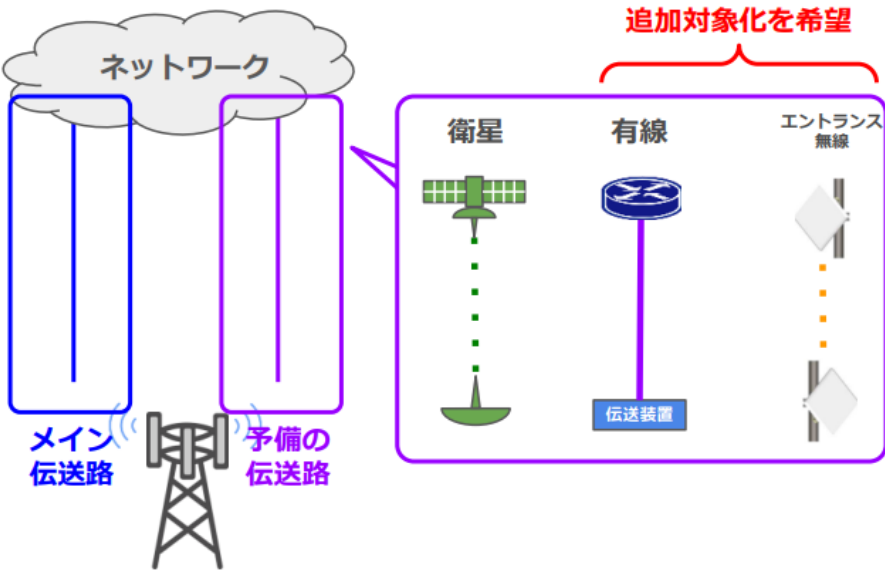
- ・ 株式会社NTTドコモ
- ・ KDDI株式会社/UQコミュニケーションズ株式会社
- ・ ソフトバンク株式会社/Wireless City Planning株式会社
- ・ 楽天モバイル株式会社

## 參考資料

## 3.2 基地局強靱化/BWA資本規制見直し 14

### 基地局強靱化

災害時の有効手段であり強靱性に推進



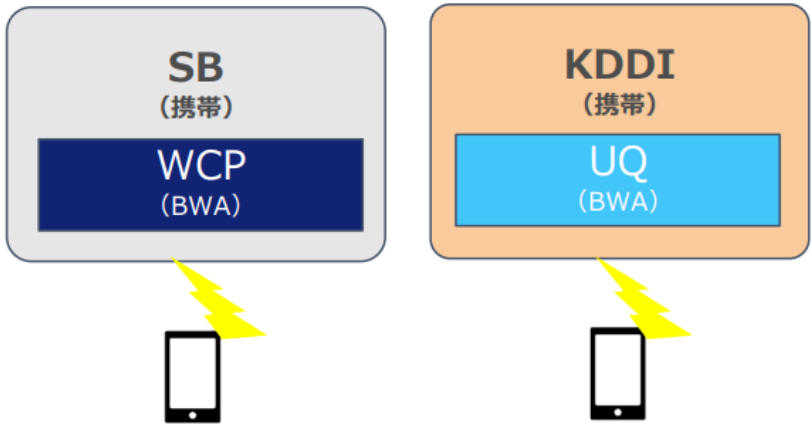
基地局の状況に合わせた対策のため以下の整理を希望

- ①有線/エントランス無線
- ②予備回線の多重整備

※高トラヒック地域で想定される災害に非常に効果的

### BWA資本規制見直し

時代に適したサービスをタイムリーに提供していくためにも「資本規制」見直しに向けた議論開始を希望



一体的なサービスにより、ユーザーに高い利便性を提供

© 2025 SoftBank Corp.

## ⑥ 全国BWAの在り方について

16

UQはデータ通信（モバイルWiMAX）提供開始から18年が経過し、市場環境は大きく変化・高機能化が進んでいる  
 5G(NR化)等の次世代通信技術に対するUQの設備投資・資本戦略の柔軟性を高めるため、資本規制※の見直しに向けて議論を進めていただきたい

	2007年当初	2025年
端末	3G携帯電話（ガラケー） (7.2Mbps～14Mbps)	5Gスマートフォン (1 Gbps～)
データ通信	携帯では高速データ通信ができない	スマートフォンで高速通信が可能
その他	音声通話やショートメールがメイン PC通信用でWiMAXルータを利用	様々な高速データ通信手段が提供 (スマホ・モバイルルータ・ホームルータ)



※全国BWA事業者に対する携帯電話事業者による出資(議決権)を1/3未満に制限すること



## 2-2 技術進展や利用ニーズの高度化・多様化を踏まえた免許制度の在り方（全国BWA）

7

全国BWAにおいて、無線技術の進展等を踏まえ、時代に即した免許制度とするためにどのような対応が求められるか。

### 背景

- 全国BWAについては、平成19年に最初の周波数割当てを行い、その後、平成25年に追加の周波数割当てを実施。その際に携帯電話事業者の全国BWA事業者への出資について議決権ベースで1/3未満とすることと等のルールを導入。
- 平成26年には、「電波政策ビジョン懇談会」の取りまとめを踏まえ、複数の事業間のキャリア・アグリゲーションを認める制度整備を実施したほか、同一グループ内の複数の事業者については重複して新たな周波数割当ての申請を提出できないこととするルールを設けた。
- 令和2年には、BWAの5G化に関する技術的条件等を取りまとめ、その後制度整備を実施。

### 主な意見

<事業者からの主な意見>

- BWAの提供開始から18年が経過し、無線技術や市場環境が大きく変化している現況を踏まえ、5G(NR化)等の次世代通信技術に対する設備投資・資本戦略の柔軟性の確保や時代に適したサービスのタイムリーな提供のため、全国BWAの資本規制の見直しを要望。

### 考え方

- 関係者からのヒアリングを行いつつ課題の整理を進め、技術の進展や市場環境等の変化等を踏まえ、全国BWA周波数の更なる有効活用に向けた必要な対応の方向性について検討することが適当。

## ○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）（抄）

第5条 無線局の目的別の審査は、別紙2に定めるところによる。

別紙2 第2の1(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。）の無線局

### イ 免許主体

#### (ア) 基地局及び陸上移動中継局

電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのある者を含む。（イ）において同じ。）であつて、次に掲げる条件に適合するものであること。

A 携帯電話事業者（携帯無線通信を行う無線局の免許を受けた者をいう。以下、このイにおいて同じ。）ではないこと。

B 法人又は団体である場合にあつては、免許主体の子法人等（一の法人又は団体がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人又は団体の子法人等がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人又は団体の子法人等とみなす。以下このイにおいて同じ。）、親法人等（他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。以下このイにおいて同じ。）及び親法人等の子法人等（免許主体を除く。）が、既存事業者（平成19年総務省告示第457号（2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）に係る開設計画の認定により指定された周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。以下このイにおいて同じ。）及び携帯電話事業者ではないこと。

C 法人又は団体である場合にあつては、携帯電話事業者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（免許主体を除く。）が保有する免許主体の議決権の合計が3分の1未満であること。

D 法人又は団体である場合にあつては、既存事業者（免許主体を除く。）の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（免許主体を除く。）が保有する免許主体の議決権の合計が3分の1未満であること。

## ○4. 9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和6年総務省告示第295号）（抄）※<sup>1</sup>

一～九 （略）

十 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1～8 （略）

9 認定開設者は、認定日後新たに他の既存事業者を合併若しくは分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しの相手方とし、又は他の既存事業者等※<sup>2</sup>と別表第二の十七4(一)から(六)までに掲げる者と同等の関係となつてはならない。

別表第二 開設計画の認定の要件

十七 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。

1～3 （略）

4 次に掲げる者（申請者と地域ごとに関連する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

(一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）

(二) 他の法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であつて、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等

(2) 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の十2から4までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等

(三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であつて、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）

(2) 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）との間において別表第一の十2から4までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）

(四) 申請者の代表権を有する役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体

(五) 申請者の役員の地位を兼ねる他の法人又は団体の役員若しくは職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体

(六) 他の法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員若しくは職員の数が、当該法人又は団体の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体

※<sup>1</sup> 他の認定の有効期間中の特定基地局の開設指針及び価額競争実施指針にも同様の規定が設けられている

※<sup>2</sup> 既存事業者(指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者又は指定済周波数のうちいずれかの周波数の指定を受け開設計画の認定を受けた者)及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者